

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道立衛生学院学則の一部を改正する等の規則…………… (医療政策課)	75
告 示	
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	77
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	77
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	77
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	77
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	78
○道路の供用の開始…………… (道路課)	78
○都市計画事業の事業計画の変更の認可…………… (都市環境課)	78
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	78
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	79

規 則

北海道立衛生学院学則の一部を改正する等の規則をここに公布する。
平成20年2月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第5号
北海道立衛生学院学則の一部を改正する等の規則
(北海道立衛生学院学則の一部改正)

第1条 北海道立衛生学院学則(昭和37年北海道規則第123号)の一部を次のように改正する。
第8条の次に次の1条を加える。
(転学)

第8条の2 他の看護師学校養成所等(保健師助産師看護師法第19条第1号、第20条第1号及び第21条第1号に規定する学校並びに同法第19条第2号、第20条第2号及び第21条

第2号に規定する養成所をいう。以下同じ。)に転学を志望する学生(地域看護学科、助産学科又は看護学科に在学する学生に限る。)は、学院長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 学院長は、道外の看護師学校養成所等から地域看護学科又は助産学科に転学を志望する者があるときは、その者が志望する学科の定員に欠員がある場合に限り、その者の転学を許可することができる。

3 学院長は、道外の看護師学校養成所等から看護学科に転学を志望する者があるときは、看護学科の定員に欠員がある場合に限り、その者が道外の看護師学校養成所等で修得した単位に応じて、相当学年に転学を許可することができる。

4 第2項又は前項の規定に基づき転学の許可を受けた者が在学することができる年限は、第3条の3第3項の規定にかかわらず、当該許可を受けた者が道外の看護師学校養成所等に在学していた期間等を考慮して学院長が定める年限とする。

5 第5条から前条までの規定は、第2項又は第3項の規定により転学しようとする者について準用する。この場合において、第7条中「次の各号に掲げる学科の区分に応じ当該各号に定める書類」とあるのは、「次の各号に掲げる学科の区分に応じ当該各号に定める書類、学院長が別に定める書類」と読み替えるものとする。
(北海道立網走高等看護学院学則の一部改正)

第2条 北海道立網走高等看護学院学則(昭和45年北海道規則第142号)の一部を次のように改正する。
目次及び第3章の章名中「復学、休学」を「転学、休学、復学」に改める。
第9条の次に次の1条を加える。
(転学)

第9条の2 他の高等看護学院等(保健師助産師看護師法第21条第1号に規定する学校及び同条第2号に規定する養成所をいう。以下同じ。)に転学を志望する学生は、学院長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 学院長は、道外の高等看護学院等から転学を志望する者があるときは、定員に欠員がある場合に限り、その者が道外の高等看護学院等で修得した単位に応じて、相当学年に転学を許可することができる。

3 前項の規定に基づき転学の許可を受けた者が在学することができる年限は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該許可を受けた者が道外の高等看護学院等に在学していた期間等を考慮して学院長が定める年限とする。

4 第6条から前条までの規定は、第2項の規定により転学しようとする者について準用する。この場合において、第8条中「次の書類」とあるのは、「次の書類、学院長が別に定める書類」と読み替えるものとする。
(北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正)

第3条 北海道立旭川高等看護学院学則(昭和47年北海道規則第123号)の一部を次のように改正する。

目次及び第3章の章名中「復学、休学」を「転学、休学、復学」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(転学)

第10条の2 他の高等看護学院等(保健師助産師看護師法第19条第1号、第20条第1号及び第21条第1号に規定する学校並びに同法第19条第2号、第20条第2号及び第21条第2号に規定する養成所をいう。以下同じ。)に転学を志望する学生は、学院長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 学院長は、道外の高等看護学院等から地域看護学科又は助産学科に転学を志望する者があるときは、その者が志望する学科の定員に欠員がある場合に限り、その者の転学を許可することができる。

3 学院長は、道外の高等看護学院等から看護学科に転学を志望する者があるときは、看護学科の定員に欠員がある場合に限り、その者が道外の高等看護学院等で修得した単位に応じて、相当学年に転学を許可することができる。

4 第2項又は前項の規定に基づき転学の許可を受けた者が在学することができる年限は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該許可を受けた者が道外の高等看護学院等に在学していた期間等を考慮して学院長が定める年限とする。

5 第6条から前条までの規定は、第2項又は第3項の規定により転学しようとする者について準用する。この場合において、第8条中「次の各号に掲げる学科の区分に応じ当該各号に定める書類」とあるのは、「次の各号に掲げる学科の区分に応じ当該各号に定める書類、学院長が別に定める書類」と読み替えるものとする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第10条の2第3項の規定は、平成20年2月22日から同年3月31日までの間に限り、北海道立釧路高等看護学院から転学を志望する者について準用する。この場合において、当該転学を志望する者の入学の選考及び入学手続については、学院長が別に定める。

(北海道立釧路高等看護学院学則の一部改正)

第4条 北海道立釧路高等看護学院学則(昭和47年北海道規則第124号)の一部を次のように改正する。

目次及び第3章の章名中「復学、休学」を「転学、休学、復学」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(転学)

第10条の2 他の高等看護学院等(保健師助産師看護師法第21条第1号に規定する学校及び同条第2号に規定する養成所をいう。)に転学を志望する学生は、学院長に願い出てその許可を受けなければならない。

(北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正)

第5条 北海道立紋別高等看護学院学則(昭和48年北海道規則第109号)の一部を次のように改正する。

目次及び第3章の章名中「復学、休学」を「転学、休学、復学」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(転学)

第10条の2 他の高等看護学院等(保健師助産師看護師法第21条第1号に規定する学校及び同条第2号に規定する養成所をいう。以下同じ。)に転学を志望する学生は、学院長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 学院長は、道外の高等看護学院等から転学を志望する者があるときは、定員に欠員がある場合に限り、その者が道外の高等看護学院等で修得した単位に応じて、相当学年に転学を許可することができる。

3 前項の規定に基づき転学の許可を受けた者が在学することができる年限は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該許可を受けた者が道外の高等看護学院等に在学していた期間等を考慮して学院長が定める年限とする。

4 第6条から前条までの規定は、第2項の規定により転学しようとする者について準用する。この場合において、第8条中「次の書類」とあるのは、「次の書類、学院長が別に定める書類」と読み替えるものとする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第10条の2第2項の規定は、平成20年2月22日から同年3月31日までの間に限り、北海道立釧路高等看護学院から転学を志望する者について準用する。この場合において、当該転学を志望する者の入学の選考及び入学手続については、学院長が別に定める。

(北海道立江差高等看護学院学則の一部改正)

第6条 北海道立江差高等看護学院学則(平成10年北海道規則第37号)の一部を次のように改正する。

目次及び第3章の章名中「復学、休学」を「転学、休学、復学」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(転学)

第11条の2 他の高等看護学院等(保健師助産師看護師法第21条第1号に規定する学校及び同条第2号に規定する養成所をいう。以下同じ。)に転学を志望する学生は、学院長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 学院長は、道外の高等看護学院等から転学を志望する者があるときは、定員に欠員がある場合に限り、その者が道外の高等看護学院等で修得した単位に応じて、相当学年に転学を許可することができる。

3 前項の規定に基づき転学の許可を受けた者が在学することができる年限は、第3条第

3項の規定にかかわらず、当該許可を受けた者が道外の高等看護学院等に在学していた期間等を考慮して学院長が定める年限とする。

4 第7条から前条までの規定は、第2項の規定により転学しようとする者について準用する。この場合において、第9条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類、学院長が別に定める書類」と読み替えるものとする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第11条の2第2項の規定は、平成20年2月22日から同年3月31日までの間に限り、北海道立釧路高等看護学院から転学を志望する者について準用する。この場合において、当該転学を志望する者の入学の選考及び入学手続については、学院長が別に定める。

(北海道立釧路高等看護学院学則の廃止)

第7条 北海道立釧路高等看護学院学則は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第106号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成20年2月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年2月22日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
沼川	一般農道整備[集乳農道]	北海道宗谷支庁
栄進	同	北海道根室支庁
美原東	農免農道整備	同
上春別北	草地整備[担い手中核型](区画整理)	同
光進	同	同
別海東	同	同

上 風 連 同 同

北海道告示第107号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年2月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町瓜幕西25線25の25・25の26・26の11・26の13(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 中川郡幕別町忠類幌内112の2・114の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第108号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成20年2月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 天塩郡天塩町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び天塩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第109号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を美瑛町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第49号のとおりである。

平成20年2月22日

北海道知事 高橋 はるみ
 所在が不明な者
 上川郡美瑛町字ベツ727の423所在の森林について所有権を有する 中村 裕一

北海道告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年2月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
恵庭栗山線 北海道札幌土木現業所	夕張郡栗山町中央1丁目331番1地先から 夕張郡栗山町中央1丁目331番1地まで		前	20.80mから 52.00mまで	116.40m	
			後	20.80mから 52.00mまで	116.40m	
			後	20.80mから 52.00mまで	116.40m	
朝日桜丘線 北海道札幌土木現業所	夕張郡栗山町中央1丁目21番地先から 夕張郡栗山町中央1丁目337番1地先まで		前	15.00mから 22.81mまで	100.00m	道道恵庭栗山線 重複L=19.00m
			後	15.00mから 22.81mまで	100.00m	道道恵庭栗山線 重複L=19.00m
			後	15.00mから 22.50mまで	100.00m	道道恵庭栗山線 重複L=19.00m

北海道告示第111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年2月22日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 砂川奈井江美唄線 北海道札幌土木現業所	砂川市北吉野町236番1地先から 砂川市北吉野町181番2地先まで	平成20.2.22

道道 然別峡線 河東郡鹿追町字ウリマク国有林2145林班ろ小班地先から 同
 北海道帯広土木現業所 河東郡鹿追町字ウリマク国有林2145林班ろ小班地先まで
 道道 忠別清水線 上川郡新得町屈足旭町1丁目20番2地先から 同
 北海道帯広土木現業所 上川郡新得町屈足旭町2丁目33番1地先まで

北海道告示第112号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成20年2月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 幕別町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業(3・4・229号北栄大通、3・4・205号札内西大通及び3・4・230号北栄西通)
- 3 事業施行期間 平成16年6月15日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地の収用の部分 変更なし

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第13号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月22日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 20台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成20年3月31日(月)
 - (4) 納入場所 北海道後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

 - (1) 平成19年北海道告示第13号及び平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年2月22日（金）から3月17日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎1階倶知安保健所会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課）

(2) 入札日時 平成20年3月24日（月）午後2時（送付による場合は、平成20年3月21日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の告示

平成20年1月11日付け北海道後志支庁告示第1号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量68グラムに見合

う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課

(2) 所在地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1931

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 20set

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., March 24, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than March 21, 2008.)

C . Contact : Social Welfare Division, Department of Health and Welfare, Shiribeshi

Health and Welfare Office, kita 1-Jo, higashi 2-Chome, Kutchan-cho, Abuta-gun,

Hokkaido, 044-8588 Japan

Phone : 0136-23-1931

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月22日

北海道警察本部長 高橋清孝

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

自動車ガソリン J I S 1号 11,000 ℓ

自動車ガソリン J I S 2号 1,102,000 ℓ

軽油 J I S 1号、2号及び3号 376,000 ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成20年5月1日から平成20年7月31日まで

- (4) 納 入 場 所 給油カード又は給油票を提示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
 - (4) 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
 - (5) 納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。
 - (6) 次に掲げる市町村で給油(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(以下「セルフ給油所」という。)における給油を除く。)が可能なこと。

市 町 村 名	給 油 箇 所 数
登 別 市	2 箇 所 以 上
洞 爺 湖 町	2 箇 所 以 上
喜 茂 別 町	1 箇 所 以 上
壮 瞥 町	1 箇 所 以 上
留 寿 都 村	1 箇 所 以 上

- (7) 札幌市内の警察署を除く全道の各警察署管内で1箇所以上給油(セルフ給油所における給油を除く。)が可能なこと。
- (8) 札幌市内(北海道警察本部庁舎から半径3キロメートル以内)で1箇所以上24時間給油(セルフ給油所における給油を除く。)が可能なこと。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 平成20年2月22日から3月21日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

- ければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
 - (2) 入 札 日 時 平成20年4月4日 午後1時30分(送付による場合は、平成20年4月4日 午後0時30分必着)
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道警察本部総務部会計課に申し込むこと。
また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>)から閲覧・印刷することができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 6516
- 10 Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : unit price per liter :

a . Gasoline for automobiles (JIS1) 11,000 liters

b . Gasoline for automobiles (JIS2) 1,102,000 liters

c . Light (Diesel) oil (JIS 1, 2, and 3) 376,000 liters

B . Bid submission time and date : 1 : 30 P. M., April 4, 2008

C . For further information please contact : Finance Division, General Affairs Department,
Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido, 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extension 6516

